

令和6年度 商店街にぎわい促進事業

補助率
1/2

令和5年度の集客力促進事業やソフト支援事業等、商店会を対象とした支援メニューをまとめ、分かりやすい制度としました。商店街の来街促進につながる取組の経費を幅広く補助します。

3～4月に実施する事業は事後申請可能
(裏面参照)

対象事業

令和6年3月から令和7年2月までの商店街の来街促進につながる取組
(イベントや広報活動等)

申請期間

令和6年3月1日から
令和7年1月15日まで
※予算が上限に達し次第、募集終了

申請団体

横浜市内商店会 ※複数商店会の共同申請可能
各区商店街連合会 (裏面参照)

申請回数

2回まで申請可能 (裏面参照)
※1回目と2回目の申請団体は、同一の商店会で構成されている必要があります。

※会員店舗数1～19店舗の商店会は一回に限り、補助対象経費の**20万円まで定額支援!**

補助上限額 (補助率1/2)

団体の会員店舗数	補助上限額	団体の会員店舗数	補助上限額
1～19 店舗	※55万円	150～199 店舗	550万円
20～49 店舗	70万円	200～299 店舗	770万円
50～99 店舗	110万円	300 店舗～	1100万円
100～149 店舗	220万円	各区商店街連合会	110万円

補助対象経費

- 広告等製作費・広告料
- 人件費・謝金・報償費
- 景品費
- 委託費
- 使用料
- 保険料
- 物品購入費
- 食糧費 NEW

<対象経費の例>

- PR動画・チラシ・ポスター等製作費
- 商店会ウェブサイト作成・管理委託
- ステージ出演者への謝金
- 抽選会等で無料配布する景品費
- 現状分析のための来街者アンケート実施
- イベント運営委託
- イベント会場の使用料
- 抽選会の机
- イベント時のスタッフ用飲料

お問い合わせ先：横浜市経済局商業振興課
電話：671-3488 メール：ke-syogyo@city.yokohama.jp

商店街にぎわい促進事業 ここがポイント！



3月以降に開始し4月末までに実施する事業は
事後申請可能

- ※ **令和6年5月31日までに**各申請書類の提出が必要です
- ※ 開始予定の事業と実施後の事業をまとめて申請することはできません



会員店舗数によらず、各区商店街連合会の
補助上限額は 110万円

区商店街連合会で申請しても、
同一区内商店会の申請回数、補助上限額は減りません！！



上限額の範囲なら
2回まで申請可能

商店会が年間を通じて実施する各事業に対して、その都度ご申請いただけます

(例) 会員店舗数50の商店会の場合
(補助上限額110万円)

	1回目	2回目
申請時期	5月 (事後申請)	11月
事業内容	・さくらまつり ・情報誌作成	歳末抽選会
実施時期	3～4月	12月
補助額	70万円	40万円

● 補助対象経費が重複しなければ、同一の事業に対して複数の補助金(各区イベント助成やプレミアム付商品券事業等)の併用が可能！

● 申請いただいたイベント等は横浜市ウェブサイトや区SNSで広報します！



詳しくは募集要領等をご確認ください

